

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次	ページ
規 則	
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（建築指導課）	87
告 示	
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	87
○土地改良法による国営換地処分……………（農業施設管理課）	88
○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	88
○道営土地改良事業の工事の完了……………（農業施設管理課）	88
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	88
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	88
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	88
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	88
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	89

規 則
建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和 2 年 2 月 25 日 北海道知事 鈴 木 直 道
北海道規則第 8 号
建築基準法施行細則の一部を改正する規則 建築基準法施行細則（昭和 48 年北海道規則第 9 号）の一部を次のように改正する。 第 15 条第 1 項中第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。 （5） 政令第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる建築物（法別表第 1 の欄(4)項に掲げる用途に供するものに限る。）にあっては、毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで 第 16 条第 2 項第 1 号を次のように改める。 （1） 政令第 16 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機にあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間 ア 基準月（法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項（法第 87 条の 4 においてこれらの

規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月をいう。以下この号において同じ。）が 1 月又は 6 月から 12 月までである場合 当該基準月の 2 月前の月の 1 日から当該基準月の末日まで
イ 基準月が 2 月から 5 月までである場合 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
附則に次の 1 項を加える。

9 政令第 16 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機について令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に法第 12 条第 3 項の規定による報告が行われた場合における当該昇降機に係る第 16 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号ア中「法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項（法第 87 条の 4 においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは、「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に行われた報告の日」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- （1） 第 15 条第 1 項の改正規定 公布の日
（2） 次項の規定 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 この規則による改正前の建築基準法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第 16 条第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定によりこの規則の施行の日前に行うこととされる建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 12 条第 3 項の規定による報告は、改正前の規則第 16 条第 2 項の規定にかかわらず、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に行わなければならない。この場合における改正前の規則第 26 条の規定の適用については、同条中「第 16 条の 2 第 1 項」とあるのは、「第 16 条の 2 第 1 項並びに建築基準法施行細則の一部を改正する規則（令和 2 年北海道規則第 8 号）附則第 2 項」とする。

告 示
北海道告示第 137 号
土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、令和 2 年 2 月 26 日から 20 日間、一般の縦覧に供する。 令和 2 年 2 月 25 日 北海道知事 鈴 木 直 道
地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所
紋 別 区画整理 北海道オホーツク総合振興局
湧 別 同 同

紋別小向 同		同	
北海道告示第138号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、妹背牛町妹背牛地区3工区の換地処分をした。			
令和2年2月25日		北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第139号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、長沼町繁殖地区の換地処分をした。			
令和2年2月25日		北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第140号			
道営土地改良（田原地区（農業用排水施設））事業の工事を平成31年2月28日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。			
令和2年2月25日		北海道知事 鈴木直道	
北海道告示第141号			
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。			
令和2年2月25日		北海道知事 鈴木直道	
1	保安林の所在場所	勇払郡安平町早来北進220の1・221の1・厚真町字桜丘67・字吉野1の1・1の3・6・8・13・14・17の1・17の2・23の1・38の1・38の2・47の1・57の1（以上16筆について次の図に示す部分に限る。）、1の2、18、39	
2	指定の目的	土砂の崩壊の防備	
3	指定施業要件		
	(1) 立木の伐採の方法		
	ア 主伐は、択伐による。		
	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
	(2) 立木の伐採の限度	次のとおりとする。	
	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
北海道告示第142号			
農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。			
令和2年2月25日		北海道知事 鈴木直道	
1	保安林予定森林の所在場所	夕張郡栗山町桜丘2丁目167の1・167の3・221の10・226・227（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）	
2	指定の目的	土砂の崩壊の防備	
3	指定施業要件		
	(1) 立木の伐採の方法		
	ア 主伐は、択伐による。		
	イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
	ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
	(2) 立木の伐採の限度	次のとおりとする。	
	（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
北海道告示第143号			
農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。			
令和2年2月25日		北海道知事 鈴木直道	
1	解除予定保安林の所在場所	積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）	
2	保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備	
3	解除の理由	道路用地とするため	
	（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
北海道告示第144号			

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

	北海道知事 鈴木直道
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
道道 函館臨空工業団地線	函館市滝沢町58番2地先から 同市日吉町4丁目67番37地先まで
	供用開始の期日
	令和 2. 2. 25

北海道告示第145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年2月25日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恵比島沢川（Ⅰ－06－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字恵比島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大原左の沢川（Ⅱ－06－0091）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字真布（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
大原右の沢川（Ⅱ－06－0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字真布（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
更新第三沢川（Ⅱ－06－0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

雨竜郡沼田町字更新（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊藤の沢川（Ⅱ－06－0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字更新（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山本の沢川（Ⅱ－06－0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字更新（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
更新第2（Ⅰ－06－64）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字更新、字共成、字東予（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
恵比島2（Ⅱ－06－011）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
雨竜郡沼田町字恵比島（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）